

18 危険物・保安関係

イ 高圧ガス保安法関係

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
③CO ₂ 冷媒の充填について、高圧ガスの製造及び販売に係る規制の緩和(経済産業省)	CO ₂ 冷媒充填装置を高圧ガス保安法の適用除外とする代替措置について安全性を確認するためのデータが事業者から提示されることを前提として、CO ₂ 冷媒の充填にかかる規制の緩和を検討し、結論を得る。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【危険物保安関係】ア①に移行)

ウ 労働安全衛生法関係

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
③余寿命予測に基づく開放検査周期の設定(厚生労働省)	機器ごとの開放検査周期を最大4年と定めている現状を改め、余寿命予測に基づき開放検査周期を設定する等により、4年を超える連続運転を可能とする。			平成19年度中に措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【危険物保安関係】イ①に移行)

エ 消防法関係

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
③危険物施設の保安検査(総務省)	「危険物保安に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討会」における検討結果を踏まえ、危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、所要の措置を講ずる。 【危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成17年政令第23号)】 【危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第6号)】	一部措置済(平成17年4月施行)	一部措置済(平成18年4月施行予定)	可能な事項から逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【危険物保安関係】ウ①に移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
⑥自主検査の導入 (総務省)	一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準・事後措置について、安全の確保を前提に検討する。その結果、認定制度・基準が整備された場合には、認定基準に合致する事業者について、自主検査を認める。			平成19年度中を目途に検討・結論、引き続き措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】イ①に移行)
⑦余寿命予測に基づく開放検査周期の設定 (総務省)	屋外タンクの開放検査周期について、事業者からのデータの提供を受け、更なる開放検査周期の延長を検討する。			平成19年度を目途に検討・結論、引き続き措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【危険物保安関係】ウ②に移行)

オ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
①許認可事務手続きの簡素化・検査方法の合理化 (経済産業省、厚生労働省、総務省)	許認可手続きの簡素化・検査方法の合理化については、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」において検討されたが、再度、経済産業省、厚生労働省、消防庁において、石油精製事業者を交えて検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて、周知徹底を図る。			措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【危険物保安関係】エ①に移行)
③高機能性化学プラントに対するレイアウト規制の合理化 (総務省、経済産業省)	事業者から具体的な事業の提案及び関連するデータ等の提出がなされるならば、工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種・少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【危険物保安関係】エ②に移行)